特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野辺地町は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青森県野辺地町長

公表日

令和1年6月27日

T 887年4年40	
I 関連情報 1. 特定個人情報ファイル	た町に扱う事務
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、要介護(要支援)状態の被保険者へ必要な給付を行うとともに、被保険者に対する保険料の賦課徴収を行っている。 【資格】 ・被保険者の資格取得、資格喪失、変更届の届出 ・被保険者の液体院と者証交付、再交付申請等の申請 【保険料】 ・保険料が課、特別徴収額の通知 ・保険料が減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更 【認定】 ・要介護、要支援認定等の申請 【総付】 ・居宅介護サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・福祉用具購入費、住宅改修費等の支給
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第一の68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条
4. 情報提供ネットワークシ	ンステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施はない
②法令上の根拠	1、番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第二の93、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・股務省令第7号) 別表第二名・第46、47条 (情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第7号 別表第二 "第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情観」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108の項。 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項以第百四十一条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項以第百四十一条第一項(同法第百四十分第1分段により過知することとされている者を含む。)、第百三十八条第一項(48、83、95の列・第三欄(情報提供者)が「国民健康保険法第五十九条第一項(48)に「国民健康保険法第五十九条第一項(48)に「国民健康保険法第五十五条(40)項)、第三欄(情報提供者)が「国民健康保険法第五十五条(40)項)、第三欄(情報提供者)が「国民健康保険法第五十五条(40)項)、第三欄(情報提供者)が「国民健康保険法第五十五条(40)項)、第三欄(情報提供者)が「配りする情報)が含まれる項(40の項)第百十八条第一項人とよる給付の支給と何っ支給に関する情報があるまれる項(20項)第百二十八条とは規定する他の法令による給付の支給と何うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条(12の項)第一第三欄(情報提供者)が「監修定機と第一項(30項) 「健康保険法第五十五条(12の項) 第三個(情報提供者)が「監修定機」(50項) 「第三欄(情報提供者)が「監修定機」(50項) 「第二個(情報提供者)が「監修定機」第二年、「規定する他の法令による給付の支給と同する情報が含まれる項(30項) 「第三欄(情報提供者)が「監修定法第二年とに規定する他の法令によると原原に関する給付の支給と関する情報が含まれる項(30項) 「第三欄(情報提供者)が「競手格型人び精神障害者組出に関する法律第三十条の二に規定する他の法常による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項の方、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確(特別)に「原子健康被機者に対する医療に関する法律第二十条条(12を2の項)、第三欄(情報提供者)が「原子健康被機者に対する接触の項)、第三欄(情報提供者)が「原子健康被機者に対する接触の項)、第二欄(情報提供者)が「原子健康被機者に対する接触の項)、第二欄(情報提供者)が「原子保険法者三十年の二に規定する他の法律による医療に関する法律第二十条第一項に規定する他の法律による医療に関する統付の支給と同する法律第十二条に規定する他の法律による医療に関する法律第十二条に規定する他の法律による医療に関する法律第十二条に規定するとされている者」の項の方、第四欄(特定個人情報)に「原発を指面する法律第十二条に規定すると他の法律による医療に関する法律第十二条に規定する法他の法律による医療に関する法律第十二条に規定する法例での項)、第三欄(情報提供者)が「原子保険法等、主条に規定する法律第十八条第一項に規定する法例での項)、第三欄(情報提供者)が「原子保険法等、主条に関する法律の項)、第三種(情報提供者)が「原子保険法等、主条に関する法律の方、第一種の資等、主義に関する法律第一十条に関する法律第十二条に関する法律の支給に関する法律の支給に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関定する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律第十二条に関する法律を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を

5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	介護・福祉課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	野辺地町役場 介護・福祉課(健康増進センター内) 青森県野辺地町字前田5番地2 電話番号0175-65-1777					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	野辺地町役場 介護・福祉課(健康増進センター内) 青森県野辺地町字前田5番地2 電話番号0175-65-1777					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数						
評価対象の事務の対象人数は何人かい時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]			<選択版> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上50万人未満 5) 30万人以上		
		平成	30年5月15日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成30年5月15日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
	項目評価書		< 選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステ.	ムを通じた入手を除	(.)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[〇]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報提供ネットワーク	パシステムを通じた提供					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Ţ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・日	等 発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	く選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

変更簡所

変更固	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
及文目	7(I	《文刊》 记载	女工女 が旧場	TELLING MI	TETT NAME OF STREET
令和1年6月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ② 所属長の役職名	課長 川代 弘	課長	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 各設問	なし(様式改訂により追加された項目のため)	1.提出する特定個人情報体展計画書の種類 A.基礎項目評価書 【2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)】 Q.目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か A.十分である 【3.特定個人情報の使用】 Q.目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か A.十分である Q.権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か A.十分である 【4.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)】 A.提供・移転しない 【5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムとの接続】 Q.目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か A.十分である 【7.特定個人情報の保管・消去】 Q.不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か A.十分である 【7.特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か A.十分である 【8.監査】 Q. 禁定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か A.十分である 【8.監査】 Q. 実施の有無 A.自己点検 「9. 従業者に対する教育・啓発】 Q. 従業者に対する教育・啓発】 Q. 従業者に対する教育・啓発】	事後	